

# WE リーグ配分金規程

## 第1条〔規程の目的〕

本規程は、WE リーグ規約（以下「規約」という）第 110 条に基づき、公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（以下「WE リーグ」という）における目的事業の一環としてなされる WE リーグから WE リーグの各正会員（以下「WE クラブ」という）に対する配分金等の取扱いについて定める。

## 第2条〔配分金の意義〕

本規程において配分金とは、規約第 106 条ないし第 109 条に定める事業収入等を原資として、WE リーグから WE クラブに支給される金銭であって次条に定めるものをいう。

## 第3条〔配分金の種類〕

配分金は、以下の各号に定める通り分類される。

### ① 事業協力配分金

WE クラブが WE リーグが行う各事業に協力することを前提に、第 4 条に基づき WE リーグの理事会の決議が得られることを条件として、全ての WE クラブに対して支給される配分金をいう。

### ② 理念強化配分金

WE リーグの理念の強化・促進に貢献したと理事会が認めた WE クラブに対して、第 4 条に基づき WE リーグの理事会の決議が得られることを条件として、支給される配分金をいう。

## 第4条〔配分金の額等の決定〕

各配分金については、支給年度のシーズンの始まる日の前日までに、WE リーグの理事会において以下の各号に定める事項を決定しなければならない。

### ① 配分金の種類ごとの総額

### ② 配分金の支給対象となる WE クラブへの配分金の額または計算方法

### ③ 配分金の支給方法および支給時期

## 第5条〔細則〕

本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

## 第6条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

## 第7条〔施行〕

本規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。